

保護者のみなさまへ（22条の3）

令和7年4月

東大阪市教育委員会学事課

特別支援教育就学奨励費について（お知らせ）

東大阪市教育委員会では、市立小中学校及び義務教育学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

この奨励費を希望される方は、学校へ申し出てください。学校から「申請書」を受け取り、**診断書**等を添えて学校へ提出してください。なお、世帯の収入状況により支給できない場合があります。区域外から通学し定期券を購入される場合は、定期券の写しの提出が必要ですのでご準備ください。

【申請方法】 希望者へ「申請書」を配布しますので学校でもらってください

【対象者】 通常学級在籍で、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害(裏面参照)がある児童生徒

※ 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）の診断のみでは対象となりません。

※「就学援助認定者」や「生活保護受給者」への支給はありません。（区域外の通学費は除く）

【申請に必要なもの】 診断書もしくは所定の意見書

【援助を受けられる方の目安】（令和7年度予定）

令和6年中の世帯全員の所得合計額に応じた支弁区分により、支給内容が変わります。

支弁区分	認定基準額（4人世帯の目安）（※1）
I 段階・II 段階	所得合計額 7 4 5 万円未満
III 段階（※2）	所得合計額 7 4 5 万円以上

（※1）この支給対象基準額は **4人世帯の場合の目安額**です。

（※2）III 段階は区域外の通学費のみが対象です。全期間の定期券の写しの提出が必要です。

【援助される費目及び金額】（令和7年度予定）

	入学用品費(*1)	学用品費等(*2)	臨海・林間学舎費(*3)	修学旅行費(*3)	通学費
	4 月在籍 1 年 7 年	全員	参加者	参加者	該当者
小学校	28,530 円	6,620 円	1,845 円以内	10,790 円以内	最も経済的な 経路分(*4)
中学校	31,500 円	12,525 円	3,105 円以内	28,860 円以内	

(*1)入学用品費は就学援助制度の令和6年度入学準備費を受給している場合は対象となりません。

(*2)学用品費等には校外活動費（日帰りの遠足）を含みます。

(*3)臨海・林間学舎費と修学旅行費については上記金額を上限に実費負担の 1/2 を支給します。

(*4)全期間の定期券の写しが必要です。挙証資料に基づき最も経済的な経路及び金額により算出します。III 段階は最も経済的な経路分の 1/2 を支給します。

【お問合せ先】 東大阪市教育委員会（学事課）

住所：東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話：06-4309-3272 FAX：06-4309-3838

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度

区分	障害の程度	判定方法
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの ※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること	左の基準に該当すると医師が診断したものの（診断書もしくは所定の意見書）
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても <u>歩行※</u> 、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの ※ 歩行には、車いすによる移動は含まない。	
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して <u>医療※1</u> 又は <u>生活規制※2</u> を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して <u>生活規制※2</u> を必要とする程度のもの ※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。 ※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること	

【注意】 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）の診断のみでは対象となりません。

【備考】 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーギーオメータによる。